

2008 年 3 月 26 日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

第 1 号商品の変額年金保険を販売開始

―日興コーディアル証券と提携、営業を開始―

アリアンツ生命保険株式会社(本社所在地:東京都港区、代表取締役社長:三宅伊智朗、以下「アリアンツ生命保険」)は、日興コーディアル証券株式会社(本社所在地:東京都千代田区、取締役社長:北林幹生、以下「日興コーディアル証券」)と生命保険商品販売業務に関する代理店委託契約を締結し、日本での営業を開始します。2008 年 4 月 1 日より、第 1 号商品として一時払変額年金保険(年金原資保証型)[販売名称:「アリアンツNK クラフト」]を、日興コーディアル証券の全国の本支店を通じて販売します。

アリアンツ生命保険は、アリアンツ・グループが日本において生命保険事業を展開するために新たに設立した生命保険会社です。アリアンツ・グループは 1890 年にドイツで設立された世界有数の保険・金融サービスグループであり、現在では世界 70 カ国、8,000 万人をこえるお客さまに対し、生命保険、損害保険、資産運用および銀行業務の各分野でサービスを提供しています。

「アリアンツNK クラフト」は、据置期間中の運用実績に応じて年金原資・死亡給付金の最低保証額がステップアップする、年金原資保証型の一時払変額年金保険です。運用実績は据置期間中毎日判定し、運用が好調であれば、年金原資・死亡給付金の最低保証額が基本保険金額(一時払保険料)の 110%から 150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。一度ステップアップした最低保証額は以後下がることはありませんため、運用成果をしっかりと確保できます。なお、万が一運用が不調だった場合にも年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証されます。このため、安定した資産運用をご希望のお客さまでも、投資した資産が減ることを心配することなく、安心して長期的に投資していただけます。

また、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の株式型投資信託と、アリアンツ・グループ傘下の運用会社ピムコジャパンリミテッドの債券型投資信託を投資対象とした 6 つの特別勘定で、効率的な国際分散投資を目指します。積極投資をご希望のお客さまは、各特別勘定を所定の範囲内*で自由に選択して組合せることができます。投資経験の少ないお客さま向けには、各資産をあらかじめ組合せた 2 つのバランス型特別勘定をご用意しています。

※株式比率は 30%以下であることが必要です。

アリアンツ生命保険では、団塊の世代の大量退職や高齢化社会が進展する日本において、退職後の有効な資産運用商品である変額年金に対するお客さまのニーズがとりわけ大きいことから、営業開始当初は変額年金保険の販売を中心にした事業展開を計画しています。将来的には、あらゆるお客さまのニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

また、アリアンツ生命保険では、アリアンツ・グループが世界各地の市場で築き上げた信頼と実績、そしてグローバルなネットワークを活用するとともに、日興コーディアル証券をはじめとする主要な金融機関と戦略的なパートナーシップを構築していくことで、長期的視野で日本市場に根ざした事業を構築していきます。

以上

アリアンツ・グループについて

アリアンツ・グループは、世界 70 カ国以上で損害保険、生命保険、資産運用および銀行業務にわたる幅広い金融サービスを提供する世界有数の保険・金融サービスグループです。ドイツ最大の保険会社であり、フランス・イタリア・アメリカ・アジアおよび中東欧の保険業界においても上位に位置しています。グループの総資産は 2007 年末現在で約 1 兆 611 億ユーロ(約 176 兆円、1 ユーロ＝166.66 円で換算)に達しています。アリアンツエスイーおよびアリアンツ・グループの主要な子会社は、スタンダード＆プアーズ社より保険財務力格付け AA という高い評価を受けています(格付けは 2008 年 3 月 26 日現在のものであり、将来的に格付け会社により変更される可能性があります)。また、ヨーロッパ先進国での高齢者向け保険・介護商品、イスラム諸国における専用保険商品、インド・インドネシアにおける非富裕層向け保険など、現地のニーズを踏まえた商品開発力に定評があります。

(アリアンツ・グループ ホームページ: <http://www.allianz.com>)

アリアンツ生命保険株式会社について

アリアンツ生命保険株式会社は、アリアンツ・グループの持株会社であるアリアンツエスイーの 100%子会社として 2006 年 12 月 18 日に設立されました(アリアンツサービス株式会社設立日)。アリアンツ・グループの一員として、グローバル市場で培ったノウハウや経営資源を活用し、日本市場における多様なニーズに応える生命保険商品を提供していきます。

(アリアンツ生命保険 ホームページ: <http://life.allianz.co.jp>)

会社概要 (2008 年 3 月現在)

- | | |
|----------|---|
| ■ 社名 | アリアンツ生命保険株式会社
(英名 Allianz Life Insurance Japan Ltd.) |
| ■ 所在地 | 東京都港区元赤坂 1 丁目 6 番 6 号 安全ビル |
| ■ 代表者 | 代表取締役会長 ウヴェ・ミヒエル
代表取締役社長 三宅伊智朗 |
| ■ 設立日 | 2006 年 12 月 18 日(アリアンツサービス株式会社設立日) |
| ■ 従業員数 | 96 名(営業開始時予定) |
| ■ 資本金 | 100 億円(資本準備金 50 億円を含む) |
| ■ 株主 | アリアンツエスイー(100%) |
| ■ 経営ビジョン | 「すべてのひとにわかりやすい商品をご提案すること。すべてのひとに最適なサービスをお届けすること。私たちは、そんなユニバーサルな会社を目指します。」 |

＜本件に関するお問合せ先＞

アリアンツ生命保険株式会社 マーケティング部 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

添付資料

「アリアンツ NK クラフト」の特徴

1. 「ひとつ上のチャンスをつかむ」－年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は運用実績に応じて5%刻みで上昇

- 積立金額が基本保険金額の110%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)が上がります。
- 運用実績は据置期間中、毎日判定します。
- 一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。

2. 「厳選された特別勘定による国際分散投資」－充実した6つの特別勘定

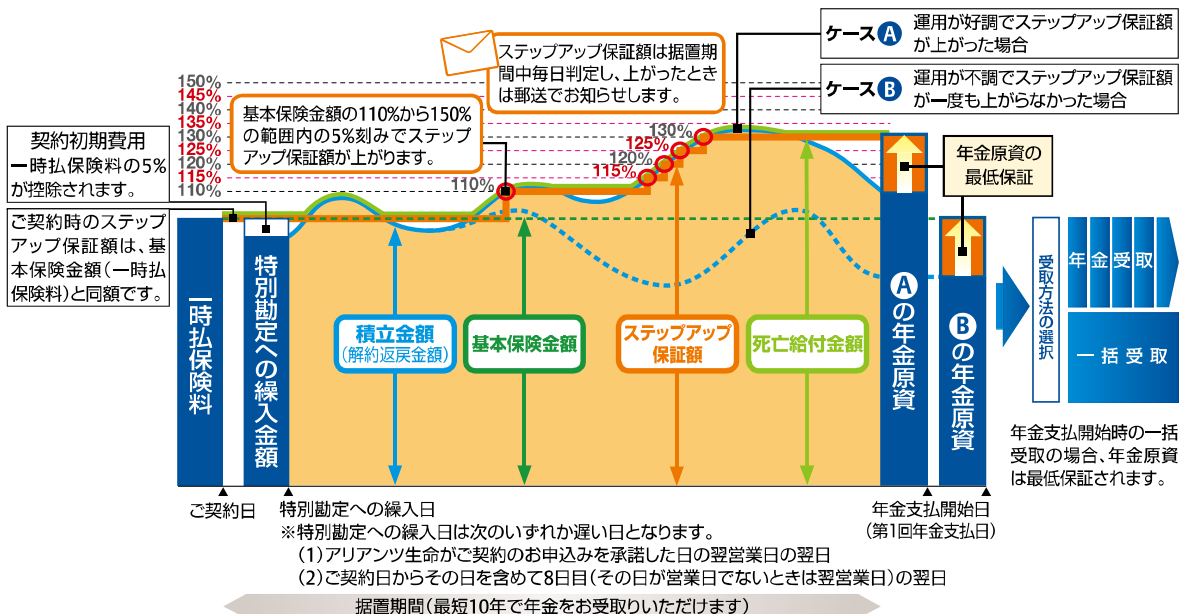
- 特別勘定の主な投資対象として、インデックス運用等において顧客から高い信頼を得ているバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の株式型投資信託と、債券の運用で世界的に定評のあるアリアンツ・グループ傘下の運用会社ピムコジャパンリミテッドの債券型投資信託を採用しています。
- 国内外の株式、債券に投資する各特別勘定から、所定の範囲内*で自由に選択して組み合わせることができます。また、各資産をあらかじめ組合せた2つのバランス型特別勘定による効率的な国際分散投資も可能です。

※株式比率は30%以下であることが必要です。

3. 「安心の最低保証機能」－運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)を最低保証

- 運用が不調でステップアップ保証額が一度も上がらなかった場合でも、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証されます。
- 据置期間中に被保険者が亡くなった場合の死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

商品のしくみ図



※図のステップアップ保証額および死亡給付金額は「ケースA 運用が好調でステップアップ保証額が上がった場合」の額を示しています。

※図はイメージであり、ご契約の一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資等を保証するものではありません。
※年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)
により計算され算出されます。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0 歳～70 歳(満年齢)						
一時払保険料 (基本保険金額)	200 万円～5 億円(1 万円単位) 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5 億円をこえることはできません。						
保険料払込方法	一時払のみ						
据置期間	10 年～90 年(1 年単位) ※年金支払開始時の被保険者年齢が 90 歳をこえることはできません。						
年金種類	<table border="1"> <tr> <td>保証期間付終身年金</td><td>保証期間:5・10・15・20・25・30 年</td></tr> <tr> <td>保証期間付終身年金 (年金総額保証型)</td><td>保証期間: 年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。</td></tr> <tr> <td>確定年金</td><td>年金支払期間:5・10・15・20・25・30・35・40 年</td></tr> </table>	保証期間付終身年金	保証期間:5・10・15・20・25・30 年	保証期間付終身年金 (年金総額保証型)	保証期間: 年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。	確定年金	年金支払期間:5・10・15・20・25・30・35・40 年
保証期間付終身年金	保証期間:5・10・15・20・25・30 年						
保証期間付終身年金 (年金総額保証型)	保証期間: 年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。						
確定年金	年金支払期間:5・10・15・20・25・30・35・40 年						
年金支払開始年齢	【保証期間付終身年金】 50 歳～90 歳 【保証期間付終身年金(年金総額保証型)】 50 歳～90 歳 【確定年金】 10 歳～90 歳						
付加できる特約	遺族年金支払特約 ※この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお支払いします。						
増額	お取扱いしません。						
告知	不要です。						
クーリング・オフ制度	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回または解除ができます。						

「アリアンツ NK クラフト」の投資リスクと費用、その他の留意事項について

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託等に投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額等に反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金額等のお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。
- 積立金の移転を行った場合、ご選択いただいた特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

諸費用について

- 「アリアンツ NK クラフト」にかかる費用の合計額は、下記「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。
- 据置期間中の費用
 - ・ 契約初期費用: 一時払保険料に対して 5%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
 - ・ 保険契約関連費用: 特別勘定の資産総額に対して年率 2.65%の 1/365 を毎日控除します。
 - ・ 資産運用関連費用: 特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して所定の率(特別勘定ごとに異なります)を乗じた金額を、信託報酬として毎日控除します。
- 年金支払期間中の費用
 - ・ 年金管理費: 支払年金額に対して 1%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
- 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合の費用
 - ・ 年金管理費: 支払年金額に対して 1%を、遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 資産運用関連費用として、信託報酬の他に、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※ 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

その他ご留意いただきたい事項について

- この商品の年金原資には一時払保険料相当額の最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、一部解約等のご契約内容の変更をされずに、据置期間満了時まで運用いただく必要があります。
- 年金支払開始日を変更された場合には年金原資の最低保証がありません。したがって、運用実績によっては、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金には最低保証はありませんので、運用実績によっては解約された場合の解約返戻金が一時的に一時払保険料を下回ることがあります。

ご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。